

## 資料 3

### 障がい者団体 意見聴取

団体名	実施日
東御市身体障がい者福祉協会	5月27日
陽だまりの会	6月10日
東御市手をつなぐ育成会	5月18日
はこべの会	5月27日
ぴかそくらぶ	5月27日

#### ①障がい福祉サービス、社会資源について

##### 課題

- \* 市内に放課後デイ事業所がもう1か所必要ではないか。現状、事業所を選択できる幅がなく、利用頻度も限られてしまう。
- \* 選択できるほどの障がい福祉サービス提供事業所や社会資源が無い。
- \* 障がいのある人の受けられるサービスがわからない。サービスがあっても使いこなせない。
- \* 障がい福祉サービスの申請書類や受給者証等、種類が多く、期限もまちまちで煩雑である。本人が自分自身で理解出来ておらず、申請書の記入や保管についても支援が必要。
- \* 医療にもどこにもつながっていない精神障がい者がたくさんいる。本人も家族も困っているが、誰に相談して良いかがわからない。行政は遠い存在で相談しづらい。
- \* 障害者総合支援法のサービスは精神障がい者にとっては利用しづらい。
- \* 地域の保健補導員は、地域の障がい者のことを大体知っているが、活躍できる場がない。

##### 要望

- \* 子供がパニックになり、母と一緒にいるのが辛いと感じた場合の避難場所があるとよい。また、どこが利用できるかわかるようなマップのようなものが欲しい。
- \* 普段の環境が変わると適応できない。緊急時に慣れていない場所でのお泊りができない。短期入所事業の県の指定を受けていない施設（例：通いなれている通所施設等）でも短期入所ができる体制を整えて欲しい。
- \* 障がい者が利用できる小規模多機能施設（通所、居宅、短期入所）があると良い。
- \* 発症後に低下してしまった日常生活能力を回復させるために、社会適応訓練等のリハビリを行える施設の充実。
- \* 制度の枠を超えて、必要な支援を柔軟に行ってくれる体制を整えて欲しい。（例：入所施設でヘルパー支援を受けたい）
- \* 保健補導員から民生児童委員、福祉課、健康保健課への情報提供。
- \* 気軽に相談できる相談窓口が欲しい。
- \* 各種申請手続の簡素化、受給者証等の一本化。
- \* 等級ではなく、障がい状態に応じたタクシー券の交付。

## ②相談支援について

### 課題

\*相談窓口が明確になっていて良いが、その人の力量によるという点が課題。

## ③障がいの理解について

### 課題

\*地域の人に障がいについて知ってもらう機会が無い。

### 要望

\*健常児の家族の障がい理解が必要。秋の人権セミナーは親子で参加が必須なので、親だけ取り出しで発達障がいサポーター養成講座等の受講ができないか。

## ④地域共生社会について

### 課題

\*地域包括ケアシステムの構築が必要。

## ⑤防災について

### 要望

\*災害時の避難場所の配慮をお願いしたい。(地区の避難所から福祉避難所への移動等)

## ⑥その他について

### 課題

\*計画から精神保健福祉法が欠落している。又疾病対策が計画に盛り込まれていない。

## 障がい福祉サービス事業所 意見聴取

団体名	実施日
ちいさがた福祉会	5月28日
岩井屋	5月13日
ひまわりの丘	6月2日
リカバリー	5月26日
笑明日	5月20日
みまき福祉会	5月14日
東御市社会福祉協議会	6月17日

### ①障がい福祉サービス、社会資源について

#### 課題

- \*障がい者手帳を所持していても、サービスにつながっておらず生活に困っている障がい者がいると思うので、サービスにつながっていない人の掘り起こしが必要ではないか。
- \*ひきこもりの方のニーズがあると思われるが、福祉課につながっておらず、情報を伝えても、サービスにつながらない。
- \*日中の支援体制は充実しているが、夜間の支援体制（ショートステイ・GH）が不十分。
- \*高齢障がい者の住まいの確保＋支援体制の充実が必要。
- \*障がい者の家事支援は長時間になる傾向にあり、長時間支援に入れる人材が少ない。居住系のサービス（GH）は必要であると思うが、夜勤者の人材確保ができず、サービスを始められない。

#### 要望

- \*障害サービスは利用時間など希望通りに設定できるため、利用者本人に自ら決められるような形になると良いと思う。
- \*行動障がいがある人の家族の休息や余暇支援のために、行動援護を行える事業所が必要ではないか。（東御市には1事業所も無し）

### ②相談支援について

#### 課題

- \*介護保険と違い、障がいサービス利用者は相談支援者との関わりが少ない。
- \*自事業所外のサービス提供事業所との調整が難しい。
- \*介護保険とは異なり、障がいの相談支援専門員は人数が少なく、計画について同事業所内で相談できる体制が取れていない。
- \*相談支援専門員とサービス提供事業所との連携の取りやすさは、相談支援専門員の力量により差が大きい。サービス等利用計画・モニタリング票の提供が無かったり、更新時やサービス変更時に会議が開催されなかったり、連絡がほとんど無いケースもある。また、緊急時の連絡先が不明確である。

#### 要望

- \*市内の相談支援専門員同士の情報共有の場があると良い。
- \*障害者総合支援センターや包括支援センターのような、公平かつ客観的に事業所や相談支援専門員にアドバイス等をくれる相談場所（相談員）が欲しい。

### ③障がいの理解について

#### 課題

- \* 地域及び支援者の障がい（特に精神）に対する理解度が低い。
- \* 障がい者（特に精神）の接し方や対応の仕方がわからない。
- \* 障がい者の意思決定支援について、パニックの原因、真意を測る、読み取ることの難しさ。

#### 要望

- \* 障がい者が地域に出る機会を増やすことが必要。（防災訓練等の地域の行事に参加等）
- \* 地区単位での障がいに関する勉強会の開催があるとよい。
- \* 事業所単位での支援者の障がいに関する研修会や勉強会の開催があるとよい。

### ④地域共生社会について

#### 課題

- \* 地域包括ケアシステムにおける障がい者の位置づけが不明
- \* 本来はヘルパーなどがついていれば児童館等に行くことができる児童が支援不足により放課後等デイサービスに行ってしまうケースがある。

#### 要望

- \* 65歳になった時の介護保険への移行について、障がい者が65歳になったらサービスが介護保険に切り替わるが、ケアマネ、サービス提供事業者ともに準備もなく受け入れは困難なため1年前くらいから準備を始めて欲しい。
- \* 放課後デイで力のついた児童は、児童クラブや児童館への移行を検討してもらいたい。
- \* 保護者同士の結びつきを求める声が多くあるため、保護者同士が交流できるような機会があるとよい。